



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

国保だより

No.206 (令和 6 年 10 月発行)

江東区生活支援部医療保険課

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

国保の加入者

(令和 6 年 8 月 31 日現在)

世帯数 62,770 世帯

被保険者数 83,564 人

☎ 03-3647-9111 (代表)

FAX 03-3647-8443 (課)

令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証は発行されなくなります

- 令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の交付は終了となります。マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をぜひご利用ください。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルで登録する必要があります。
まだ登録をされていない方は、お早目に登録をお願いします。
- ◆セブン銀行ATMでも登録できます。

マイナポータルはこちら▶
スマートフォンでできます。



国民健康保険証はどうなるの？

- 令和 6 年 12 月 1 日時点で、お手元にある有効な国民健康保険証は 12 月 2 日以降も国民健康保険証の有効期限まで引き続き使うことができます。また、国民健康保険証の記載事項（資格情報）に変更があった場合は使えなくなります。その場合は、マイナ保険証か資格確認書をご利用ください。

マイナ保険証を持っていない人はどうやって受診するの？

- 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証または有効な健康保険証のいずれもお持ちでない方には資格情報を記載した「資格確認書」を交付する予定です。医療機関等の窓口でそれを提示すると、受診することができます。

その他の認定証などの取扱いについて

- 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証については、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き申請により交付します。（マイナ保険証を利用することで、これらの認定証を提示することなく、限度額を超える支払が免除されますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。）
- 特定疾病療養受療証については、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き申請により交付します。（マイナ保険証を利用することで、受療証の提示は不要となります。）

3167

■資格賦課係 ☎03-3647-~~3167~~

特別徴収（公的年金からのお支払い）について

「特別徴収」の対象になっている世帯は、令和 6 年度国民健康保険料納入（変更）通知書でお知らせしています。

特別徴収の条件は下記①～⑤のとおりです。



- ① 世帯主（65 歳～74 歳）が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳である
（ただし世帯主が年度内に 75 歳に達する場合を除く）
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間 18 万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の 1 回の支払い額の合計が 1 回の年金受給額
（主に老齢基礎年金の全額）の 2 分の 1 を超えない

※「特別徴収」の対象になっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに 2～4 ヶ月かかります）。下記までご連絡ください。

■保険料係 ☎03-3647-3169

便利な口座振替をご利用ください

保険料のお支払いは、原則口座振替をお願いしています。

(年金から引き落としされている方を除く)

毎月支払いに行く手間がなくなり、
納め忘れのない口座振替を
ぜひご利用ください。



Web 口座振替受付サービス

区ホームページ>健康・福祉>国民健康保険>
国民健康保険料>普通徴収による納付(口座振
替による納付)>Web 口座振替受付サービス

または
二次元コードから



★締め切り間近 国民健康保険口座振替キャンペーン

令和6年6月から令和6年11月までの間に口座振替を開始した世帯の中から抽選で150世帯に2,000円分の江東区内共通商品券が当たります。(自動エントリーのため申し込み不要)

※11月から口座振替を開始するには、10月中にWebまたは区役所2階8番窓口・出張所でのキャッシュカードによるお申込みが必要です。

詳しくは区ホームページ>健康・福祉>国民健康保険>国民健康保険料>口座振替キャンペーンのお知らせ

年末調整・確定申告用

国民健康保険料納付確認書の発行に電子申請がご利用いただけます

24時間いつでも申し込みができ、区役所に行く手間・電話する手間がかかりません

区ホームページ>健康・福祉>国民健康保険>国民健康保険料>
各種証明書(国民健康保険料)>関係リンク

または
二次元コードから



■保険料係 ☎03-3647-3169■

人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します(上限8,000円)。

令和6年度中(令和6年4月～令和7年3月)に受診した分の申請期限は、**令和7年4月30日(水) 必着**です。

助成要件や申請方法などの詳細は、同封のチラシまたは江東区ホームページにてご確認ください、下記までお問い合わせください。

■医療保健係 ☎03-3647-8516■

特定健康診査の受診は令和7年2月20日(木)まで

特定健康診査は、40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。受診券シールを紛失された方は、再発行ができますので、下記までお問い合わせください。

健診は無料で受診できますので、積極的にご利用ください。

また、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断され希望する方には、特定保健指導を実施します。保健指導も無料で利用できますので、ぜひご利用ください。

なお、特定保健指導は、江東区が(株)現代けんこう出版に業務委託して実施します。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録された方は、マイナポータルでご自身の特定健康診査情報等が閲覧できます。

■受診券シールの再発行について 江東区保健所健康づくり係 ☎03-3647-9487■

■特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516■